

保育料について

1. 保育料は提出していただいた税関係書類をもとに決定します。
2. 保育料認定の際の所得税額等について
税額控除について
課税状況の欄の所得税、市民税の額については、配当控除、住宅取得控除および外国税額控除のいわゆる税額控除の適用前の税額となります。
3. 税関係書類の提出もれおよび税関係書類提出後の所得税額変更等があった方については、入所月にさかのぼって保育料の修正をさせていただくことがありますので御了承ください。

入所決定について

1. 入所資格に該当している方でも、保育所の定員に余裕がないときは入所できません。定員を超えたため申込みをした保育所に入所できなかった方は、定員に余裕がある他の保育所に再申込みをしていただくことになります。
2. 次年度当初からの入所申込みをされる方の入所決定は2月上旬です。
3. 当該年度の途中からの入所申込みをされる方の入所決定は随時行います。
4. 入所決定された方でも、家庭での保育が可能になった場合は退所していただきます。
5. 病気やケガなどで1か月を超えて休所する場合は、退所していただくことがあります。
6. 保育所の入所期間は学齢到達までとなっていますが、保育に欠ける状態を確認するため、必要に応じて就労状況等の調査を行います。
7. 育児休業をとられる場合、家族構成等の申込事項に変更があった場合は、保育所に御連絡ください。

◇◇◇◇◇ 詳しくは下記にお尋ねください。 ◇◇◇◇◇

金沢市役所福祉健康局こども福祉課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話 220-2299

保育所入所申込みのしおり

保育所とは

保育所は、日々保護者にかわって、「保育に欠ける児童」を保育することを目的とする児童福祉施設です。

保育所に入所できるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事情（保育所入所基準）により児童を保育することができない状態であって、かつ、同居の親族その他の者も児童を保育することができないと認められる場合に限られます。

保育時間は、原則として、8時間ですが長時間保育、延長保育も実施しています。また、特定の保育所では、休日保育や夜間保育、24時間保育も実施しています。

※開所時間…午前7時から午後6時（保育所によって若干異なります）

※延長保育…午後6時からの保育（保育所によって延長時間が異なります）

※休日保育…日曜・祝日の保育

※夜間保育…深夜までの保育

※24時間保育…昼間の保育に併せたお泊り保育（週に3日を限度）

（保育所入所基準）

1. 家庭外労働……………家庭の外で仕事をしているため、児童を保育できない場合。
2. 家庭内労働……………家庭の中で家事以外の仕事をしているため、児童を保育できない場合。
3. 妊娠・出産……………妊娠中または出産後間がないため、児童を保育できない場合。
4. 病気等……………病気、心身の障害等のため、児童を保育できない場合。
5. 病人の看護等……………児童の家庭に、長期にわたる病気や心身の障害等のため、常時看護、介助を要する同居の親族がいるため、児童を保育できない場合。
6. 家庭の災害……………火災、風水害、地震等の災害の復旧のため、児童を保育できない場合。
7. その他……………上記のほか、保育に欠けると認められる場合。

申込みの手続

1. 申込書には、家庭の状況、申込みの理由、希望保育所名を正確に記入してください。
申込書の提出は1か所の保育所に限ります。
2. 申込み (ア) 書類の交付
入所を希望する保育所（またはこども福祉課）から申込用紙の交付を受け、期間内に提出してください。
(イ) 書類の提出
入所申込書は入所を希望する保育所へ正(正)2通、発達状況表（新規申込児童のみ）を提出してください。
(ウ) 保育に欠けることを証明する書類（就労証明書、医師診断書等）
(エ) 添付書類
税関係書類（税関係必要書類の項に基づき、後日提出してください。）

申込書の記入について

1. この「保育所入所申込みのしおり」をよくお読みいただき、別紙記入例を参考にしながら、もれなく記入してください。（太ワクの欄について記入してください。）
記入の際は、黒のペンか黒のボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。
(ア) 該当する箇所をもれなく記入してください。
なお、就労予定で申込みをされた方は、就労後その状況について報告をしていただきます。
(イ) 「入所児童の世帯員」欄には、同居家族全員を書き、入所児童の年齢は入所月の初日現在で記入し、その他の家族の年齢については当該年度の4月1日現在で記入してください。
(ウ) 申込書裏面についても別紙記入例を参考にしながら記入してください。
2. 申込書に記入された内容について調査をしますので御承知ください。
3. 申込書に不備な点があるときは、再提出していただくことがあります。
4. 虚偽の申込みがなされたときは、入所できません。

発達状況表の記入について

新規入所申込児童のみ記入してください。また、歩行や言葉など発達の遅れ、疾病等についてお気づきの点がありましたら、その旨を申込み時に御相談ください。

税関係必要書類

1. 保育料は、保育所へ入所される児童と同一世帯で、生計を共にしている父母および祖父母（家計の中心者である場合に限る。）の前年の課税額の合計金額によって決めさせていただきます。
2. 入所決定通知後、次の要領で課税されている同一世帯の家族全員の該当書類を提出してください。

	提出書類	発行者
給与所得者 (会社員・公務員等)	前年分源泉徴収票	勤務先
確定申告をしている人 (含む予定者) (自営業・農業等)	前年分確定申告書控	税務署
上記以外の人で市県民 税の申告をしている人	当年度市県民税申告書控	市役所 市民税課

なお、当年1月2日以降に金沢市に転入された方は、前住所地の市町村から前年度分市町村民税の課税証明書を取り寄せて提出してください。

3. 源泉徴収票を提出した後で、確定申告書等により所得税額に変更があった方は、必ず確定申告書控等を提出してください。